

## 【韓国】求職者の就業促進に関する法律

海外立法情報課 中村 穂佳

\* 2020年6月9日、国が就業支援サービスを提供し、生活安定のための求職促進手当を提供する法的根拠を整備するための法律が制定された。

### 1 背景と経緯

労働の能力と意思があるにもかかわらず就業できない人に対し、韓国では2009年以降、求職期間中の就業支援が行われてきた<sup>1</sup>が、法的根拠が不十分であること等が指摘されていた<sup>2</sup>。これに関し、2018年以降に提出された議員提出法案3件と政府提出法案1件の計4件の法案<sup>3</sup>をまとめた「求職者の就業促進及び生活安定支援に関する法律案」<sup>4</sup>が2020年5月20日に国会を通過し、同年6月9日に「求職者の就業促進及び生活安定支援に関する法律」<sup>5</sup>が制定された。この法律は、本則全39か条と附則2か条から成り、2021年1月1日から施行される。

### 2 制定法の概要

この法律により、就業支援サービスと求職促進手当の対象者が定められ、求職促進手当の受給者には求職活動の履行義務が課される<sup>6</sup>。

#### (1) 目的と定義

この法律は、就業能力と求職意思があるにもかかわらず、就業に困難を抱えている国民に対し、統合的な就業支援サービスを提供し、生計を支援することで、彼らの求職活動及び生活安定に資することを目的とする（第1条）。この法律において「就業支援」とは、受給者の就業活動の助けとなる第12条から第15条までの支援（以下「就業支援サービス」）及び、第18条の求職促進手当（以下「求職促進手当」）の支給をいう（第2条）。

#### (2) 就業支援受給資格の認定等

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

<sup>1</sup> 「국민취업지원제도」대한민국 정책브리핑 웹사이트 <<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148864235>>; 「저소득층에 대한 “패키지 취업지원”, 3월 2일부터 “일반” 신청자에 대해서 본격 실시」2009.2.26, 고용노동부 웹사이트 <[http://www.moel.go.kr/news/eneews/report/eneewsView.do?news\\_seq=333](http://www.moel.go.kr/news/eneews/report/eneewsView.do?news_seq=333)>

<sup>2</sup> 「[2024941]구직자 취업촉진 및 생활안정지원에 관한 법률안 (대안) (환경노동위원장)」의안정보시스템 웹사이트 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_F2N0L0R5K1F1B0I9T1A8W5X9T5K1H0](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F2N0L0R5K1F1B0I9T1A8W5X9T5K1H0)>

<sup>3</sup> 「[2013085]실업자 취업지원 등에 관한 법률안 (임이자의원 등 10인)」同上 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Z1M8H0W4R1S7A1J0B0F5M4T1Y2N4C7](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z1M8H0W4R1S7A1J0B0F5M4T1Y2N4C7)>; 「[2019635]구직자 취업촉진 및 생활지원에 관한 법률안 (이용득의원 등 15인)」同 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Y1C9Y0D4Y0N5O1S1J2I6Z1D0R7S7L1](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y1C9Y0D4Y0N5O1S1J2I6Z1D0R7S7L1)>; 「[2019961]근로취약계층의 취업지원 및 생활안정에 관한 법률안 (박광운의원 등 10인)」同 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_J1B9P0J4N2U2Q1D7N5E4N2T9N7T4M0](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1B9P0J4N2U2Q1D7N5E4N2T9N7T4M0)>; 「[2022464]구직자 취업촉진 및 생활안정지원에 관한 법률안 (정부)」同 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC\\_Y1R9R0B9O1T6J1L4C0B1F5U9H8F004](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_Y1R9R0B9O1T6J1L4C0B1F5U9H8F004)>

<sup>4</sup> 前掲注(2)

<sup>5</sup> 「구직자 취업촉진 및 생활안정지원에 관한 법률 (법률 제 17431 호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219121&ancYd=20200609&ancNo=17431&efYd=20210101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>6</sup> 「구직자 취업촉진 및 생활안정지원에 관한 법률, 고용보험법 등 9 개 제·개정 법률안 국회 본회의 통과」2020.5.20, 고용노동부 웹사이트 <[http://www.moel.go.kr/news/eneews/report/eneewsView.do?news\\_seq=10993](http://www.moel.go.kr/news/eneews/report/eneewsView.do?news_seq=10993)>

就業能力と求職意思があるにもかかわらず就業できない状態であり、就業支援の申請時に 15 歳以上 64 歳以下で<sup>7</sup>、かつ世帯単位の月平均総所得が規定以下である者は、就業支援サービスの受給資格を有する（第 6 条）。また、就業支援サービス受給要件を備えており、世帯単位の月平均総所得が規定に合致し、世帯員が所有する土地・建物・自動車等の財産の合計額が規定以下であり、かつ、就業支援申請日以前に、規定する期間以上就業した事実がある者は、求職促進手当の受給資格を有する（第 7 条）。就業支援サービス受給資格の認定を受けようとする者は、雇用労働部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）に就業支援申請書を提出しなければならない。この時求職促進手当の受給資格の認定を受けようとする者は、求職促進手当受給資格の認定をともに申請しなければならない（第 8 条）。

### (3) 就業支援サービス等

長官は、受給資格者と協議し、個人別就業活動計画を策定しなければならない。受給者は、正当な事由がなければ就業活動計画に従わなければならない。長官は、就業活動計画の内容を変更する必要がある、又は受給者が要請した場合、当該受給者と協議してその内容を変更することができる（第 12 条）。長官は、各種の相談、職業能力開発のための支援等、各種福祉及び金融支援との連携等の就業支援プログラムを提供することができる（第 13 条）。また、長官は、就業活動計画に沿って求職活動支援プログラムを提供しなければならない（第 14 条）。

受給者が就業支援サービスを受けることができる期間は、受給資格者認定の決定通知を受けた日から 1 年間とし、長官は、就業支援サービス期間の終了後も受給者が就業支援プログラムに継続して参加する必要があると認められる場合、6 か月以内の範囲で期間を延長することができる。また、長官は、その期間が終了したにもかかわらず就業することができない人に対し、求人情報の提供等の事後管理をすることができる（第 15 条）。長官は、受給者が迅速に就業し、これを維持することができるよう、規定の期間中に就業した場合に就業成功手当を支給することができる（第 17 条）。

### (4) 求職促進手当の支援等

長官は、求職促進手当の受給資格を認定された者が、就業活動計画の策定に参加しその計画策定が完了し、又は就業支援・求職活動支援プログラムを履行する場合は、求職活動及び生活安定にかかる費用の支援のための求職促進手当を支給する（第 18 条）。求職促進手当の支給額は、月単位で定める（第 19 条）。求職促進手当は、就業支援申請者が受給資格者の認定決定通知を受けた日から 6 か月以内に就業支援・求職活動支援プログラムを履行したことに對して支給する。長官は、受給者が別途申請した場合には、受給資格者認定決定通知を受けた日から最長 1 年まで就業支援・求職活動支援プログラムを履行したことに對して求職促進手当を支給することができる。求職促進手当の支給周期は 1 か月単位とし、受給者は、支給周期別に求職促進手当を申請しなければならない（第 20 条）。受給者は、求職促進手当を申請するとき、該当支給周期中に労働、創業、又は他の法令による支援金・奨励金受領等によって規定の所得が発生したかどうかを長官に申告しなければならない。長官は、求職促進手当の受給期間中に受給者に所得が発生したかどうかを調査することができる（第 21 条）。

<sup>7</sup> 現在、就業促進サービス及び求職促進手当受給対象年齢の変更（15 歳以上 64 歳以下を 18 歳以上 64 歳以下に変更する案）と、求職促進手当受給対象者の拡大、返還命令等に関する内容の改正案が審議されている。「[2101519]구직자 취업촉진 및 생활안정지원에 관한 법률 일부개정법률안 (이상헌의원 등 10 인)」의안정보시스템ウェブサイト <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_G2N0Q0J7J0R6A1N7X3G0I1O0T5A1K1](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2N0Q0J7J0R6A1N7X3G0I1O0T5A1K1)>